

京都府立医科大学学則

〔平成20年4月1日〕
〔京都府立医科大学規則第1号〕

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 職員（第5条・第6条）
- 第3章 教授会（第7条・第8条）
- 第4章 医学部（第9条－第46条）
 - 第1節 通則（第9条－第14条）
 - 第2節 入学（第15条－第20条）
 - 第3節 教育方法等（第21条－第32条）
 - 第4節 休学等の取扱い（第33条－第37条）
 - 第5節 卒業及び学位（第38条・第39条）
 - 第6節 入学考査料、入学料及び授業料（第40条）
 - 第7節 賞罰（第41条・第42条）
 - 第8節 特別聴講学生等（第43条－第46条）
- 第5章 雑則（第47条）
- 附則

第1章 総則

（大学の目的及び使命）

第1条 京都府立医科大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）にのっとり、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学として、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）及び京都府公立大学法人定款の規定及び「世界トップレベルの医学を地域へ」という本大学の理念に基づき、医学及び看護学に関する知識及び技能を授け、有能な医師、看護師、保健師及び助産師となるのに必要な教育を施すことを目的とし、医学及び看護学の深奥を究めることを通じ、学術・文化の進展と人類の福祉とに寄与することを使命とする。

（自己点検及び評価）

第2条 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、本大学における教育研究活動、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(学部及び学科)

第3条 本大学に医学部を置き、医学部に医学科及び看護学科を置く。

2 学科の教育研究上の目的は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医学科 生命及び人間の尊厳を基盤に豊かな人間性と創造性を培い、高度の医学知識、技術など医師としての総合的な能力を有し、人々の健康を守り医学の発展に貢献できる人材の育成
- (2) 看護学科 生命及び人間の尊厳を基盤に豊かな人間性と創造性を培い、高度の専門知識や技術など看護専門職としての総合的な能力を有し、看護学の発展及び保健医療と福祉の向上に貢献できる人材の育成

(大学院)

第4条 本大学に大学院を置く。

2 大学院の研究科、修業年限その他大学院に関し必要な事項は、京都府立医科大学大学院学則（平成20年京都府立医科大学規則第2号）の定めるところによる。

第2章 職員

(職員)

第5条 本大学に次の常勤職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 附属病院長
- (3) 教員
- (4) 事務職員
- (5) 技術職員
- (6) その他必要な職員

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 第1項第3号の教員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とし、学校教育法の定めるところにより、それぞれの職務を行う。

(常勤を要しない職及び称号付与)

第6条 前条第1項各号に定める職員のほか、本大学に常勤を要しない職を占める教員その他の職員を置くことができる。

2 本大学は、京都府立医科大学規程（以下単に「規程」という。）で定めるところにより、本大学の名称を冠した名誉教授その他の称号を必要と認められる者に対し付与することができる。

第3章 教授会

(教授会)

第7条 医学部並びに医学科及び看護学科に、それぞれの教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 前項に定めるそれぞれの教授会（この条及び次条において、単に「教授会」という。）は、学長、医学科の各教室及び看護学科の各講座（以下「教室等」という。）を担当する教授並びに附属病院長その他規程で定める者をもって構成する。
- 3 学長は、前項に規定する教室等を担当する教授を欠くときは、当該教室等における担当の准教授又は講師を加えることができる。
- 4 前項の准教授又は講師は、次条第1項各号に掲げる事項に関する表決に加わることができない。

(審議事項)

第8条 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして規程で定める事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。

第4章 医学部

第1節 通則

(修業年限)

第9条 修業年限は、医学科にあつては6年、看護学科にあつては4年とする。

(在学期間)

第10条 在学期間は、医学科にあつては10年、看護学科にあつては8年を超えることはできない。ただし、医学科の各学年について、それぞれ3年を超えることができない。

- 2 前項の在学期間の計算に当たっては、第20条に規定する再入学又は転入学した者については、前在学期間を通算する。
- 3 停学が3箇月以上にわたるときは、その超える期間は在学期間に算入しない。

(学生定員等)

第 11 条 学生定員及び入学定員は、次表のとおりとする。

	学生定員	入学定員
医学科	612人	102人
看護学科	340人	85人

(学年)

第 12 条 学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(学期)

第 13 条 学期は、前期及び後期の2期制とする。

2 各学期の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 14 条 授業及び試験を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 本大学の創立記念日（11月1日）
 - (4) 学長が別途定める春季・夏季・冬季休業の期間
- 2 学長は、必要により休業日を変更し、又は臨時の休業を行うことができる。
- 3 学長が教育上必要と認める場合には、休業日に授業及び試験を行うことができる。

第2節 入学

(入学の時期)

第 15 条 入学の時期は、学年の始めから30日以内とする。

(入学資格)

第 16 条 本大学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校

卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

- (5) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 専修学校の高等課程（修学年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で、文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学の出願）

第17条 本大学に入学を志願する者は、入学志願書に第40条に規定する入学考査料及び規程で定める書類を添えて、学長に願い出なければならない。

（入学者の選考）

第18条 学長は、本大学に入学を志願する者について、規程で定める手続により医学科又は看護学科に置く教授会（以下「学科教授会」という。）の意見を聴いて選考を行う。

2 学長は、学科教授会の意見を聴いて、合格者を決定する。

（入学手続及び入学許可）

第19条 前条第2項に規定する合格者は、指定の期日までに、誓書その他規程で定める書類を学長に提出し、かつ、第40条に規定する入学料を納付することにより入学手続を行う。ただし、入学料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者の入学料の納付については、入学料の減免又は徴収猶予に係る所定の申請書の提出によることができる。

2 学長は、前項に規定する入学手続を終えた者に入学を許可する。

（再入学及び転入学）

第20条 第36条の規定により退学した者若しくは第37条第2号から第4号までの規定により除籍された者のうちその事由が消滅したもので再入学を願い出たもの又は他の大学の看護学部看護学科その他これに相当する学部学科に在学する者で所属する大学の学長の許可書を添えて本大学医学部看護学科に転入学を願い出たものがあるときは、学長は、学生の欠員があり、かつ欠員を補充する必要があると認められる場合に限り、規程で定める手続により学科教授会の意見を聴いて選考の上、相当の学年に入学を許可する

ことができる。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学期間の通算等の取扱いについては、規程で定める。
- 3 第17条及び第19条の規定は、第1項の規定により入学する者に準用する。

第3節 教育方法等

(授業科目)

第21条 学生は、規程で定める授業科目を履修するものとする。

- 2 前項の授業科目の名称及び単位数は規程で定める。
- 3 第1項の授業科目は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 4 学長は、教育上有益と認めるときは、前2項の授業科目を外国の大学又は短期大学において履修させることができる。

(授業科目の履修)

第22条 学生は、前条第1項に規定する授業科目について、規程で定める必要単位数を修得しなければならない。

(他の学科の授業科目の履修)

第23条 学長は、学生が他の学科の授業科目について修得した単位を、学生が所属する学科における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

- 2 前項により修得した単位は、学長が認める場合には、30単位を超えない範囲で、卒業の要件となる単位に算入することができる。

(他の大学又は短期大学の授業科目の履修)

第24条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位を、本大学における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

- 2 前項により修得した単位は、学長が認める場合には、30単位を超えない範囲で、卒業の要件となる単位に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第25条 学長は、教育上有益と認めるときは、看護学科の学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目により履修した単位とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により修得した単位は、学長が認める場合には、30単位を超えない範囲で、卒

業の要件となる単位に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 26 条 学長は、教育上有益と認めるときは、看護学科の学生が本大学に入学する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学に入学した後の本大学における授業科目により履修した単位とみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、看護学科の学生が本大学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本大学に入学した後の本大学における授業科目により履修した単位とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により履修したものとみなすことができる単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、学長が認める場合には、合わせて 30 単位を超えない範囲で、卒業の要件となる単位に加えることができる。

(単位の計算基準)

第 27 条 医学科における単位の算定は、次に掲げる基準による。

(1) 講義及び演習については、15 時間をもって 1 単位とする。

(2) 実習及び実技については、30 時間をもって 1 単位とする。

2 看護学科における単位の算定は、次に掲げる基準による。

(1) 講義及び演習については、15 時間又は 30 時間をもって 1 単位とする。

(2) 実習及び実技については、45 時間をもって 1 単位とする。

(単位の修得の認定)

第 28 条 単位の修得の認定は、規程で定める試験その他の審査によって行う。

(試験の種類)

第 29 条 各授業科目の試験は、定期試験、追試験及び再試験とし、追試験は試験を受けなかった者に対して行うものをいい、再試験は試験に不合格となった者に対して行うものをいう。

2 疾病その他やむを得ない事由により、試験当日に受験できなかった者（以下、「未受験者」という。）は、その事由を明らかにして、学長に届け出なければならない。

3 学長は、前項の届出により、やむを得ない事由があると認めるときは、定期試験の未受験者に対し、追試験を行うことができる。

4 追試験及び再試験は、それぞれ 1 回に限り行うことができる。

5 第 1 項に規定する試験のほか、授業科目担当者は、中間試験その他必要な試験を行うことができる。

(試験の方法)

第 30 条 試験は、筆答及び口頭又はそのいずれかによる。ただし、授業科目担当者が特に必要と認める場合は、実技、論文提出、コンピュータ活用等によることができる。

(試験の評価)

第 31 条 試験の成績の評価方法は、規程で定める。

(進級)

第 32 条 学長は、規程で定める手続により学科教授会の意見を聴いて進級の認定を行う。

第 4 節 休学等の取扱い

(転学)

第 33 条 他の大学に転学しようとする者は、その理由を詳記し、保証人連署の上、学長に願い出てその許可を受け、本大学を退学しなければならない。

(休学及び復学)

第 34 条 疾病その他の理由により引き続き 3 箇月以上修学することができない者は、学長に願い出てその許可を受けて休学することができる。

- 2 休学期間は、引き続き 1 年を超えることはできない。ただし、特別の事情があるときは、学長は、更に 1 年以内の休学を許可することができる。
- 3 休学期間は、学部にあっては通算して 4 年を超えることができない。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 5 第 1 項の規定により休学した者は、休学の事由が消滅したときは、学長に復学を願い出てその許可を受けなければならない。

(留学)

第 35 条 学生は、学長の許可を受けて外国の大学で学修すること(以下「留学」という。)ができる。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、在学期間に含める。
- 3 第 24 条各項の規定は、第 1 項の規定による留学について準用する。

(退学)

第 36 条 疾病その他の理由により退学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(除籍)

第 37 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、学科教授会の意見を聴いて、これを除籍する。

- (1) 第 10 条第 1 項に規定する在学期間内に必要な単位数を修得できる見込みのない者
- (2) 休学期間が第 34 条第 2 項及び第 3 項に規定する期間を超えなお復学の見込みのない者
- (3) 正当な事由なく、京都府公立大学法人授業料等に関する規程（平成 20 年京都府公立大学法人規程第 24 号）で定める期日から 3 箇月以上授業料その他学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 入学料の減免又は徴収猶予を申請し、その適否の決定により入学料納付期日の通知を受けたもので、その通知を受けた期日までに入学料の納付の義務を怠る者

第 5 節 卒業及び学位

(卒業の要件)

第 38 条 本大学を卒業するためには、医学科にあつては本大学に 6 年以上、看護学科にあつては本大学に 4 年以上在学し、第 22 条に規定する単位数を修得しなければならない。

2 学長は、前項の卒業の要件を満たした者に対し、学科教授会の意見を聴いて、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

(学士の学位)

第 39 条 前条第 2 項の規定により卒業の認定を行った者には、規程の定めるところにより次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める学士の学位を授与する。

- (1) 医学科 学士（医学）
- (2) 看護学科 学士（看護学）

第 6 節 入学審査料、入学料及び授業料

(入学審査料、入学料及び授業料)

第 40 条 入学審査料、入学料及び授業料については、京都府公立大学法人授業料等に関する規程の定めるところによる。

第 7 節 賞罰

(表彰)

第 41 条 学長は、学業成績が優秀で学生として模範となる行為のあった者を、学科教授会の意見を聴いて、表彰することができる。

(懲戒)

第 42 条 学長は、学生が本大学の諸規程に違反し、又は学生にその本分に反する行為のあったときは、学科教授会の意見を聴いて、その学生を懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なく出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 8 節 特別聴講学生等

(特別聴講学生)

第 43 条 学長は、本大学が単位互換協定を締結している大学等の学生で本大学の授業科目を履修しようとする者があるときは、特別聴講学生として履修を許可することができる。

2 特別聴講学生には、第 28 条の規定を準用し、単位を与えることができる。

(科目等履修生)

第 44 条 学長は、本大学の授業科目のうち、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該授業科目に支障のない限り、規程で定める手続により学科教授会の意見を聴いて、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、第 28 条の規定を準用し、単位を与えることができる。

(外国人留学生)

第 45 条 学長は、外国人留学生として本大学医学部看護学科に入学を志願する者があるときは、規程で定める手続により学科教授会の意見を聴いて、選考の上、入学を許可することができる。

第 5 章 雑則

(雑則)

第 47 条 この学則の施行に必要な事項は、規程で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則の施行の前日までに、京都府立医科大学学則（昭和 40 年 1 月 13 日）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この学則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が別に定める。
- 4 第 11 条の規程に関わらず、本学医学部医学科の平成 20 年度から平成 29 年度までの入学定員及び平成 20 年度から平成 34 年度までの学生定員については、次のとおりとする。

附則別表（附則第 3 項関係／平成 21 年度以降省略）

	学生定員	入学定員
平成 20 年度	603 人	103 人

附 則（令和 20 年規則第 21(1-1)号）

この学則は、平成 20 年 7 月 24 日から施行する。

附 則（令和 20 年規則第 23(1-2)号）

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 11 条の規定及びこの改正前の附則別表に関わらず、本学医学部医学科の平成 21 年度から平成 29 年度までの入学定員及び平成 21 年度から平成 34 年度までの学生定員については、次のとおりとする。

附則別表（附則第 2 項関係／平成 22 年度以降省略）

	学生定員	入学定員
平成 21 年度	608 人	105 人

附 則（平成 21 年規則第 1-3 号）

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 11 条の規定に関わらず、本学医学部看護学科の平成 22 年度から平成 24 年度までの学生定員については、次のとおりとする。

附則別表（附則第 2 項関係）

	学生定員
平成 22 年度	325 人
平成 23 年度	320 人
平成 24 年度	330 人

附 則（平成 22 年規則第 1-4 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 11 条の規定及びこの改正前の附則別表に関わらず、本学医学部医学科の平成 22 年度から平成 31 年度までの入学定員及び平成 22 年度から平成 36 年度までの学生定員については、次のとおりとする。

附則別表（附則第 2 項関係／平成 32 年度以降省略）

年度	学生定員	入学定員
平成 22 年度	615 人	107 人
平成 23 年度	622 人	107 人
平成 24 年度	629 人	107 人
平成 25 年度	636 人	107 人
平成 26 年度	640 人	107 人
平成 27 年度	642 人	107 人
平成 28 年度	642 人	107 人
平成 29 年度	642 人	107 人
平成 30 年度	642 人	107 人
平成 31 年度	642 人	107 人

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第 1-5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 11 条の規定及びこの改正前の附則別表に関わらず、本学医学部医学科の令和 2 年度

から令和8年度までの入学定員及び生定員については、次のとおりとする。

附則別表（附則第2項関係／平成4年度以降省略）

年度	学生定員	入学定員
令和2年度	642人	107人
令和3年度	642人	107人

附 則（令和3年規則第1-6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第11条の規定及びこの改正前の附則別表に関わらず、本学医学部医学科の令和4年度から令和9年度までの入学定員及び生定員については、次のとおりとする。

附則別表（附則第2項関係）

年度	学生定員	入学定員
令和4年度	642人	107人
令和5年度	637人	102人
令和6年度	632人	102人
令和7年度	627人	102人
令和8年度	622人	102人
令和9年度	617人	102人

附 則（令和3年京都府立医科大学規則第1-7号）

（施行期日）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の京都府立医科大学学則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の京都府立医科大学学則の相当する規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に伴い必要な経過措置は、規程で定める。
（令和3年改正学則の改正）
- 4 京都府立医科大学学則を改正する規則（令和3年規則第1-6号）附則第2項中「第11条」を「第10条」に改める。

附 則（令和4年京都府立医科大学規則第1-8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第11条の規定及びこの規則による改正前の附則別表に関わらず、本学医学部医学科の

令和5年度から令和10年度までの入学定員及び学生定員については、次のとおりとする。

附則別表（附則第2項関係）

年度	学生定員	入学定員
令和5年度	642人	107人
令和6年度	637人	102人
令和7年度	632人	102人
令和8年度	627人	102人
令和9年度	622人	102人
令和10年度	617人	102人

附 則（令和5年規則第1－9号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第11条の規定及びこの規則による改正前の附則別表に関わらず、本学医学部医学科の令和6年度から令和11年度までの入学定員及び学生定員については、次のとおりとする。

附則別表（附則第2項関係）

年度	学生定員	入学定員
令和6年度	642人	107人
令和7年度	637人	102人
令和8年度	632人	102人
令和9年度	627人	102人
令和10年度	622人	102人
令和11年度	617人	102人